平成２３年（フ）第１３１号
新潟県長岡市千手３丁目２番７号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
岡山県倉敷市南畝５丁目５番８―６号
債務者　花田　達也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
岡山県浅口市金光町佐方1906番地
債務者　菰口万千子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６００号
さいたま市中央区鈴谷２丁目771番地１　スカール南与野306号
債務者　松田　一之
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
さいたま市緑区原山２丁目５番11号
債務者　髙場　　厚
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２８号
さいたま市見沼区春野２丁目４番４―506号、旧住所さいたま市見沼区春岡１丁目12番地８
債務者　小林　永夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
埼玉県志木市館１丁目１番３―503号
債務者　横谷　克己
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
埼玉県加須市麦倉2524番地４
債務者　川島千代子（旧姓浜野・遠藤）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
埼玉県深谷市上野台2896番地７
債務者　沼田　雄一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４２９１号
大阪府枚方市釈尊寺町26番33―303号
債務者　西村　都夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５号
愛知県西尾市弥生町１番地２　ピアコートやよい101号室
債務者　オカザキ美建こと　坪井　孝司
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５７０号
横浜市旭区左近山16番地１　左近山団地１街区28棟302号
債務者　佐藤タミ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０９号
横浜市磯子区森が丘２丁目25番35号　森ヶ丘荘10号
債務者　永田　祐一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４９号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目21番地１　サンコーポラス阿久和６―204
債務者　小杉　隆行
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６０号
横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｊ棟704号
債務者　小須田美智子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
横浜市都筑区東山田３丁目23番２―301号
債務者　石田　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６９号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目12番地12　グラシア202
債務者　志民　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部